

第二十三号様式(第十四条関係)

法第349条の4第6項の規定による通知書

納 税 義 務 者	住 所													摘 要
	氏名又は名称													
	個人番号又は 法 人 番 号													
償 却 資 産 の 価 額	法第410条第1項の規定によつて 決定した価額												円	本市町村の人口 人
	法第417条第1項の規定によつて 決定した 修正した 価額													
	法第389条第1項の規定によつて 配分を受けた価額													
	法第417条第2項の規定によつて 配分を受けた価額													
	合 計 (イ)													
法第349条の4又は第349条の5の規定により市町村にお いて課税標準額とすることとなる金額 (ロ)														
(イ)－(ロ) (道府県において課税標準額とすることとなる金額)(ハ)														

令和 年度分の償却資産の価額について、法第349条の4第6項の規定に基づき、上記の
通り通知する。

令和 年 月 日

殿 市町村長 氏 名 ㊟

第23号様式記載心得

- 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 「償却資産の価額」の欄は、不要な事項は削除して差し支えないこと。ここにいう価額とは、法第349条の3、法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける償却資産にあつては、その償却資産の価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額をいうものであること。
- 「摘要」の欄には、当該市町村の人口のほか、その他必要な事項を記載するものとする。
- 納税義務者あてのものにあつては、「納税義務者」の「住所」、「氏名又は名称」及び「個人番号又は法人番号」の各欄は記載を要しないこと。